

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策

～妊婦の方々へ～



感染が妊娠に与える影響

現時点では、妊娠後期に新型コロナウイルスに感染したとしても、経過や重症度は妊娠していない方と変わらないとされています。胎児のウイルス感染症例が海外で報告されていますが、胎児の異常や死産、流産を起こしやすいという報告はありません。したがって、妊娠中でも過度な心配はいりません。

日頃の感染予防

一般的に、妊婦の方が肺炎にかかった場合には、重症化する可能性があります。人混みを避ける、こまめに手を洗うなど日頃の健康管理を徹底してください。
①密閉空間、②密集場所、③密集場面、という3つの「密」が同時に重なるような場所を避けてください。

働き方

働いている方は、ご自身の体調なども踏まえ、時差通勤やテレワークの活用、休暇の取得などについて、勤務先とご相談ください。

**厚生労働省は、省をあげて、妊婦の方々の
安心・安全の確保に全力を尽くしてまいります**

妊婦の方への一般的な留意点、妊婦健診、発熱時の留意点などについて、裏面を参考にしてください。また、新型コロナウイルスに関する一般的な情報や、詳しい情報は、厚生労働省や関係学会のホームページをご覧ください。

厚生労働省

「新型コロナウイルスに関するQ&A」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

一般社団法人 日本産婦人科感染症学会

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について 妊娠中ならびに妊娠を希望される方へ（随時更新）」

<http://jsidog.kenkyuukai.jp/information/>

※なお、このリーフレットは、令和2年4月1日時点の情報や考え方をもとに作成しています。状況に変化があった場合は、随時お知らせします。

◆ 一般的な注意点

- 手洗いを徹底してください。また、①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なるような場所を避けてください。
- 家庭内に感染疑いのある方がおられる場合は、別室で過ごすなど接触を避けてください。また、タオルや食器の共用は避けてください。

◆ 発熱などがある場合

- 妊婦の方で、風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日程度続く方、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、早めに帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

<妊婦健診の受診について>

- 新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した方、ご家族に感染疑いのある方がおられる場合は、妊婦健診受診前に、かかりつけ産科医療機関に電話でご相談ください。
- 新型コロナウイルスに感染している可能性がある時は、妊婦健診受診を控えていただき、まずは帰国者・接触者相談センターに電話でご相談いただいた上で、かかりつけ産科医療機関にご相談ください。

<分娩について>

- 各都道府県においては、妊婦の方が罹患した場合の周産期医療提供体制の整備など、安心・安全な分娩の実現に努めています。新型コロナウイルスに感染した妊婦の方は、かかりつけ産科医療機関と分娩先などについてご相談ください。

◆ 働いている方について

- ご自身の体調なども踏まえ、時差通勤やテレワークの活用、仕事を休む場合の休業手当の支払い等の賃金の取扱いなどについて、勤務先とご相談ください。

※ 厚生労働省から労使団体への要請

厚生労働省から労使団体に対して、新型コロナウイルス感染症に関して、妊娠中の女性労働者への配慮がなされるよう、労使で十分に話し合い、安心して休暇を取得できる体制を整えていただくことなどを要請しています。

※ 新型コロナウイルス感染症に関して、下記に関する労働者の方向けのQ&Aをホームページに掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html

・労働基準法における休業手当・年次有給休暇

・感染防止に向けた柔軟な働き方（テレワーク、時差通勤）

・保育園が臨時休園になった場合、小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援、使用者が休業を認めない場合